



茨城労働局発表  
平成30年11月30日(金)

[照会先]

茨城労働局 職業安定部職業対策課  
課長 平塚 芳久  
高齢者対策担当官 江頭 茂樹  
(電話) 029(224)6219

## 平成30年「高年齢者の雇用状況」集計結果

- I 65歳までの高年齢者雇用確保措置のある企業の状況**
- ①65歳までの雇用確保措置のある企業は 99.9%(対前年変動なし)
  - ②65歳定年企業は17.6%(対前年1.0ポイント増)
- II 66歳以上働ける企業の状況**
- ①66歳以上働ける制度のある企業は26.8%
  - ②70歳以上働ける制度のある企業は25.2%(対前年2.0ポイント増)
  - ③定年制廃止企業は2.6%(対前年変動なし)

茨城労働局(局長 福元 俊成)では、このほど、高年齢者を65歳まで雇用するための「高年齢者雇用確保措置」(以下「雇用確保措置」といいます。)の実施状況などを集計した平成30年「高年齢者の雇用状況」(6月1日現在)を取りまとめましたので、公表します。

高年齢者が年齢にかかわらず働き続けることができる生涯現役社会の実現に向け、「高年齢者の雇用の安定等に関する法律」では、65歳までの安定した雇用を確保するため、企業に「定年の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの雇用確保措置を講じるように義務付け、毎年6月1日現在の高年齢者の雇用状況の報告を求めています。

今回の集計結果は、この雇用状況を報告した従業員31人以上の企業 2,783社の状況をまとめたものです。なお、この集計では、従業員31人～300人規模を「中小企業」、301人以上規模を「大企業」としています。

今後とも、生涯現役で働くことのできる社会の実現に向けたさらなる取組を行うとともに、雇用確保措置を実施していない企業に対して、茨城労働局、ハローワークによる計画的かつ重点的な個別指導を実施していきます。

なお、集計結果の主なポイントは、次ページ以降をご参照ください。

**【集計結果の主なポイント※ [ ]は対前年差**

**I 65歳までの高年齢者雇用確保措置のある企業の状況**

**①高年齢者雇用確保措置の実施状況**

65歳までの雇用確保措置のある企業は計2,781社、99.9%[変動なし] (11ページ表1)

**②65歳定年企業の状況**

65歳定年企業は489社[39社増加]、17.6%[1.0ポイント増加] (14ページ表5)

- ・ 中小企業では470社[39社増加]、18.4%[1.0ポイント増加]
- ・ 大企業では19社[変動なし]、8.4%[0.4ポイント減少]

**II 66歳以上働ける企業の状況**

**①66歳以上働ける制度のある企業の状況**

66歳以上働ける制度のある企業は747社、割合は26.8% (15ページ表6)

- ・ 中小企業では709社、27.7%
- ・ 大企業では38社、16.7%

**②70歳以上働ける制度のある企業の状況**

70歳以上働ける制度のある企業は702社、[76社増加]、割合は25.2%[2.0ポイント増加] (15ページ表7)

- ・ 中小企業では665社[66社増加]、26.0%[1.9ポイント増加]
- ・ 大企業では37社[10社増加]、16.3%[3.9ポイント増加]

**③定年制廃止企業の状況**

定年制の廃止企業は73社、[3社増加]、割合は2.6%[変動なし]  
(12ページ表3-1)

- ・ 中小企業では72社[2社増加]、2.8%[変動なし]
- ・ 大企業では1社[1社増加]、0.4%[0.4ポイント増加]

詳細は、次ページ以下をご参照ください。

<集計対象>

- 茨城県に本社を置く、常時雇用する労働者が31人以上の企業2,783社  
 中小企業(31～300人規模)：2,556社(うち31～50人規模：1,071社、51～300人規模：1,485社)  
 大企業(301人以上規模)：227社

# 1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

## (1) 全体の状況

高年齢者雇用確保措置（以下「雇用確保措置」という。）の実施済み企業の割合は、99.9%（2,781社）、[変動なし]、51人以上規模の企業で100%（1,712社）[変動なし]となっている。

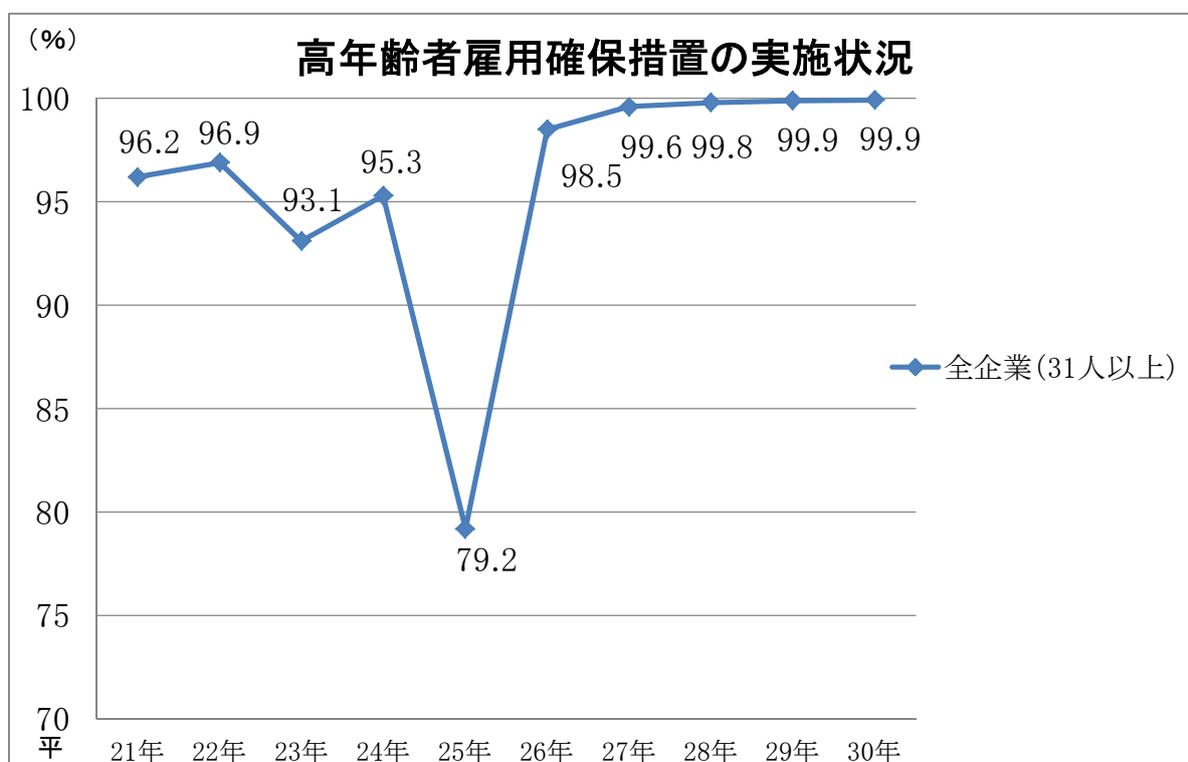
雇用確保措置が未実施である企業の割合は0.1%（2社）（同変動なし）、51人以上規模企業で0%（0社）[変動なし]となっている。（11ページ表1）

## (2) 企業規模別の状況

雇用確保措置の実施済み企業の割合を企業規模別にみると、大企業では100.0%（227社）[変動なし]、中小企業では99.9%（2,554社）[変動なし]となっている。

（11ページ表1）

<参考グラフ>



※ 平成25年4月に制度改正（継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止）があったため、平成24年と平成25年の数値は単純比較できない。

高年齢者雇用確保措置

（参考）51人以上規模

(%)

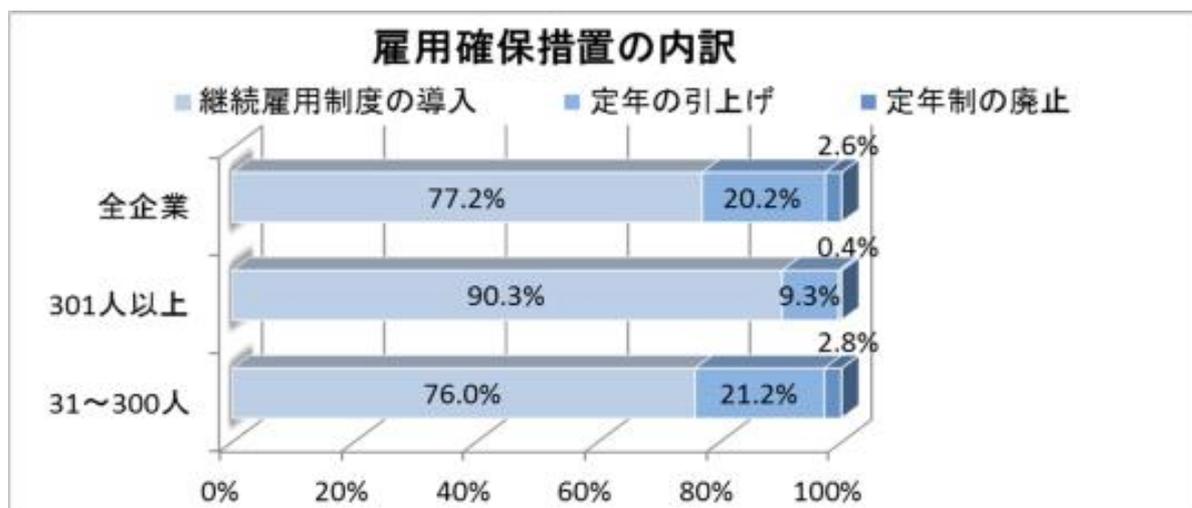
平成18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
87.5	93.9	97.1	97.0	97.9	93.8	95.6	78.9	98.7	99.7	99.8	100.0	100.0

### (3) 雇用確保措置の内訳

雇用確保措置の実施済み企業のうち、

- ①「定年の廃止」により雇用確保措置を講じている企業は2.6%(73社)[変動なし]
- ②「定年の引上げ」により雇用確保措置を講じている企業は20.2%(563社)[1.4ポイント増加]
- ③「継続雇用制度導入」により雇用確保措置を講じている企業は77.2%(2,145社)[1.4ポイント減少]

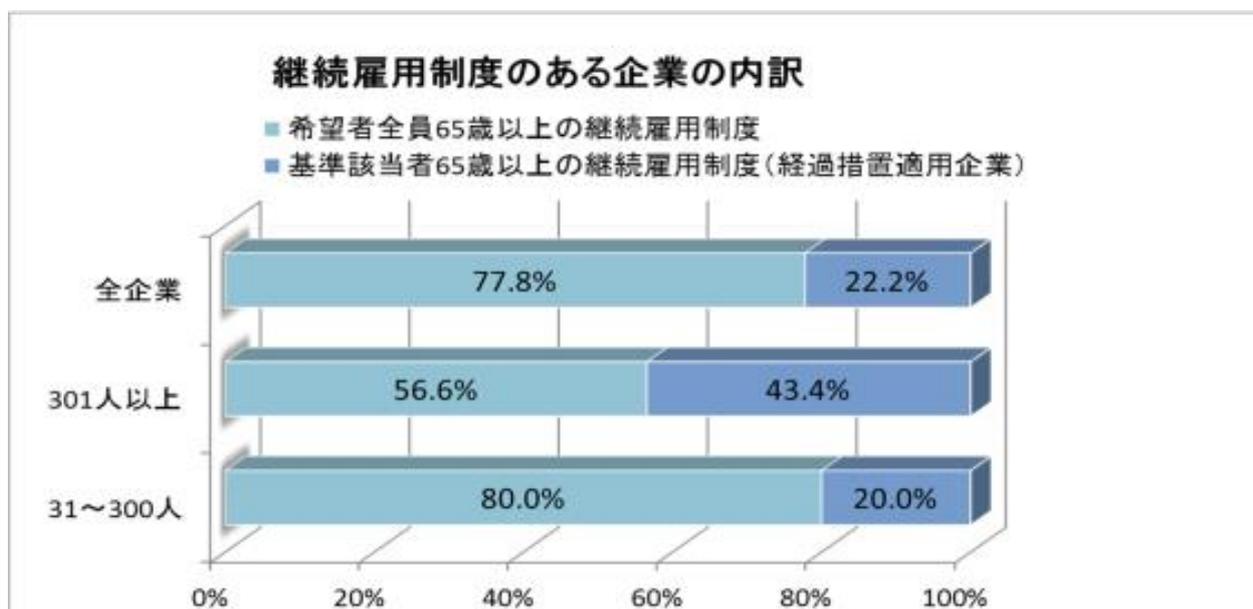
となっており、定年制度(①、②)により雇用確保措置を講じるよりも、継続雇用制度(③)により雇用確保措置を講じる企業の比率が高い。(12ページ表3-1)



### (4) 継続雇用制度のある企業の状況

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業(2,145社)のうち、

- ①希望者全員を対象とする65歳以上の継続雇用制度を導入している企業は77.8%(1,668社)[0.7ポイント増加]
  - ②高年齢者雇用安定法一部改正法の経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準がある継続雇用制度を導入している企業(経過措置適用企業)は22.2%(477社)[0.7ポイント減少]
- となっている。(12ページ表3-2)



## 2 60歳定年到達者の動向

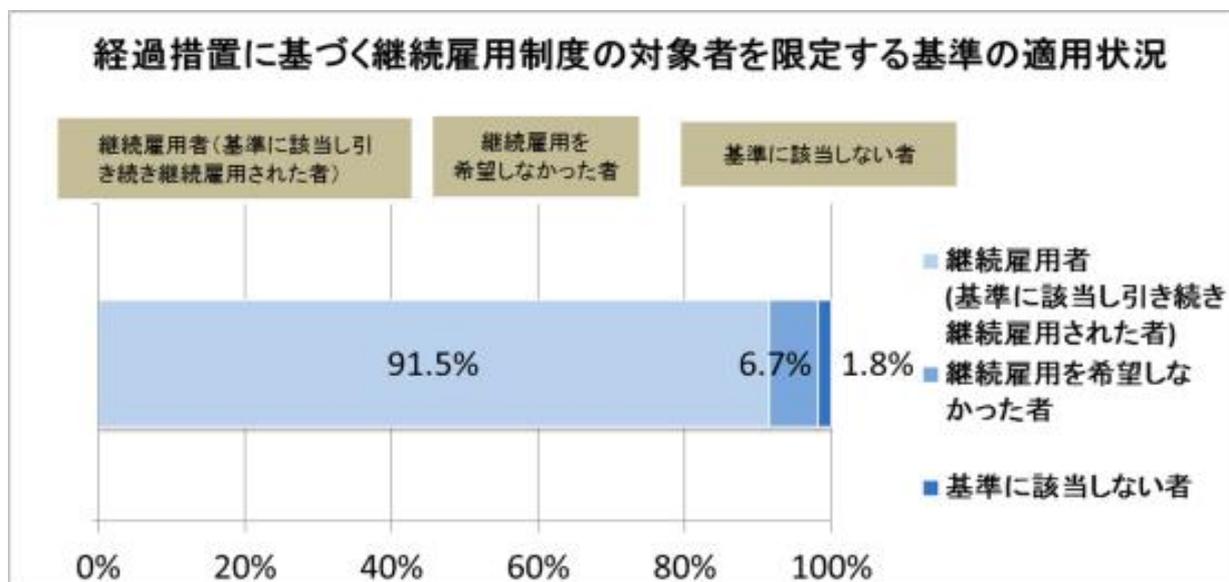
### (1) 60歳定年企業における定年到達者の動向

過去1年間（平成29年6月1日から平成30年5月31日）の60歳定年企業における定年到達者（5,533人）のうち、継続雇用されたものは4,716人（85.2%）（うち子会社・関連会社等での継続雇用者は85人）、継続雇用を希望しない定年退職者は806人（14.6%）、継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者は11人（0.2%）となっている。（13ページ表4-1）



### (2) 経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準の適用状況

平成29年6月1日から平成30年5月1日までの間に、経過措置に基づく対象者を限定する基準がある企業において、基準を適用できる年齢（平成28年4月1日以降は62歳）に到達した者（1,149人）のうち、基準に該当し引き続き継続雇用された者は1,051人（91.5%）、継続雇用の更新を希望しなかった者は77人（6.7%）、継続雇用を希望したが基準に該当せずに継続雇用が終了した者は21人（1.8%）となっている。（13ページ表4-2）



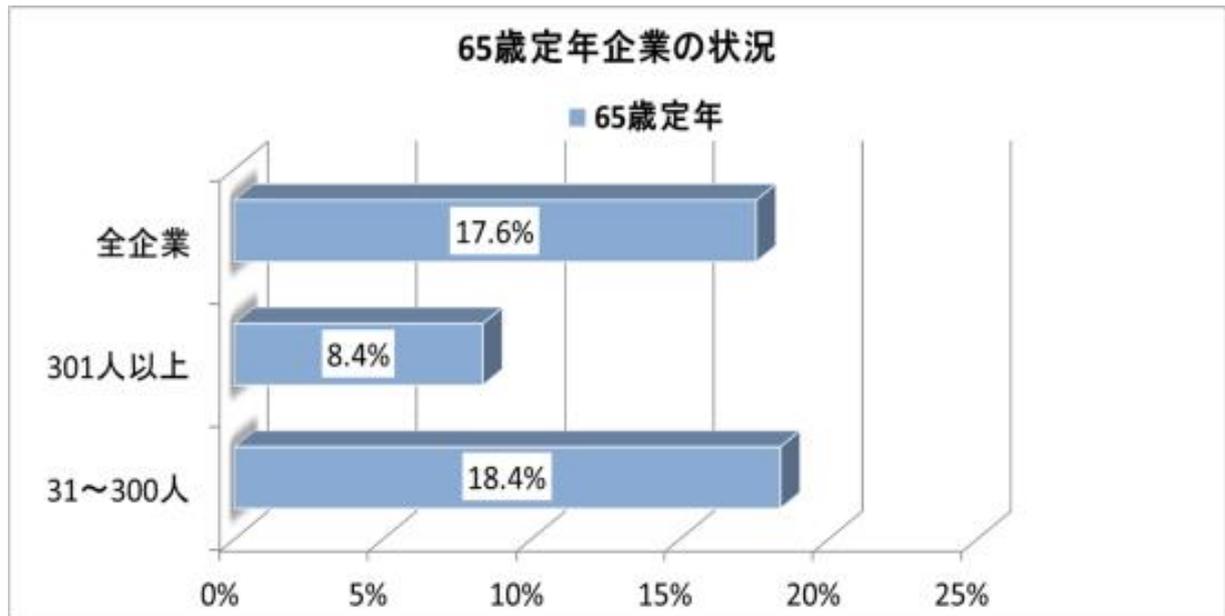
### 3 65歳定年企業の状況

定年を65歳とする企業は489社[39社増加]、報告した全ての企業に占める割合は17.6% [1.0ポイント増加]となっている。

企業規模別に見ると、

①中小企業では470社[39社増加]、18.4% [1.0ポイント増加]

②大企業では19社[変動なし]、8.4% [0.4ポイント減少]となっている。（14ページ表5）



#### 4 66歳以上働ける制度のある企業の状況

(1)66歳以上働ける制度のある企業の状況

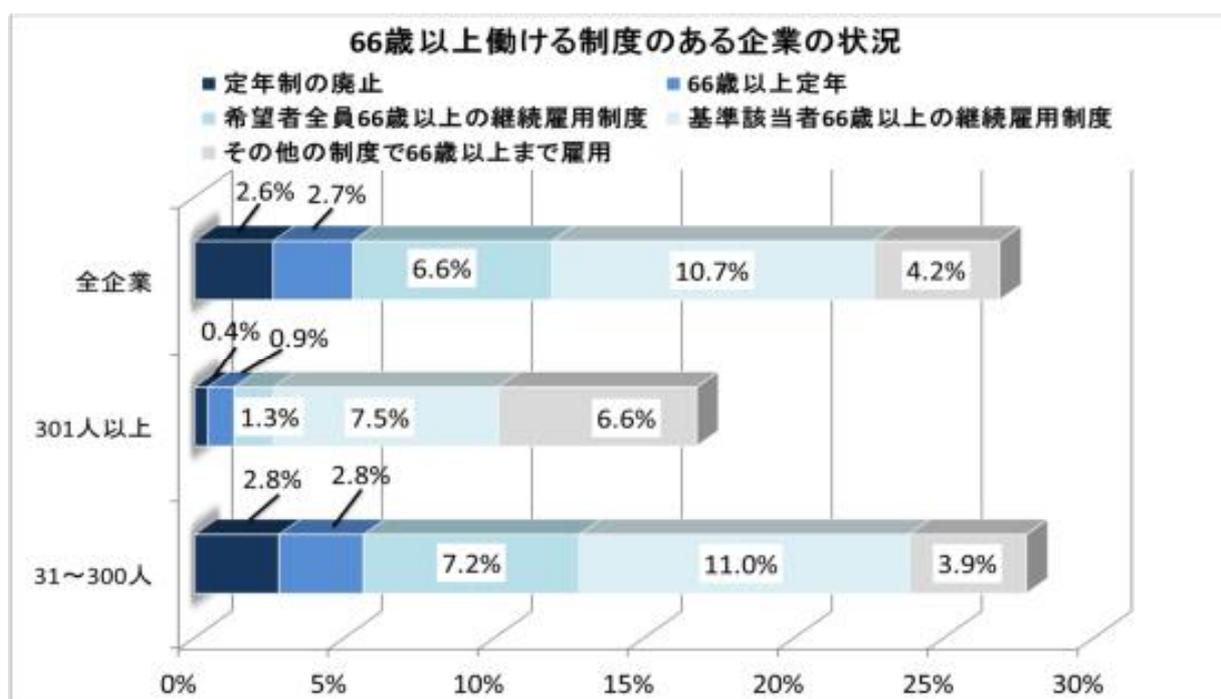
66歳以上働ける制度のある企業は747社、報告した全ての企業に占める割合は26.8%となっている。

企業規模別に見ると、

①中小企業では709社、27.7%

②大企業では38社、16.7%

となっている。(15ページ表6)



※ (1)は、「高年齢者雇用状況報告書」における「70歳以上まで働ける制度等（定年の廃止・引上げ等を除く）の状況」に関する項目が、本年度から「66歳以上まで働ける制度等（定年の廃止・引上げ等を除く）の状況」に変更されたことにより、本年度から新たに集計したものの。

※ 66歳以上定年制度と66歳以上の継続雇用制度の両方の制度を持つ企業は、「66歳以上定年」のみに計上している。

※ 「その他の制度で66歳以上まで雇用」とは、希望者全員や基準該当者を66歳以上まで継続雇用する制度は導入していないが、企業の実情に応じて何らかの仕組みで66歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指す。

(2)70歳上働ける制度のある企業の状況

70歳以上働ける制度のある企業は、702社[76社増加]、報告した全ての企業に占める割合は25.2%[2.0ポイント増加]となっている。

企業規模別に見ると、

- ①中小企業では665社[66社増加]、26.0%[1.9ポイント増加]、
- ②大企業では37社[10社増加]、16.3%[3.9ポイント増加]となっている。(15ページ表7)

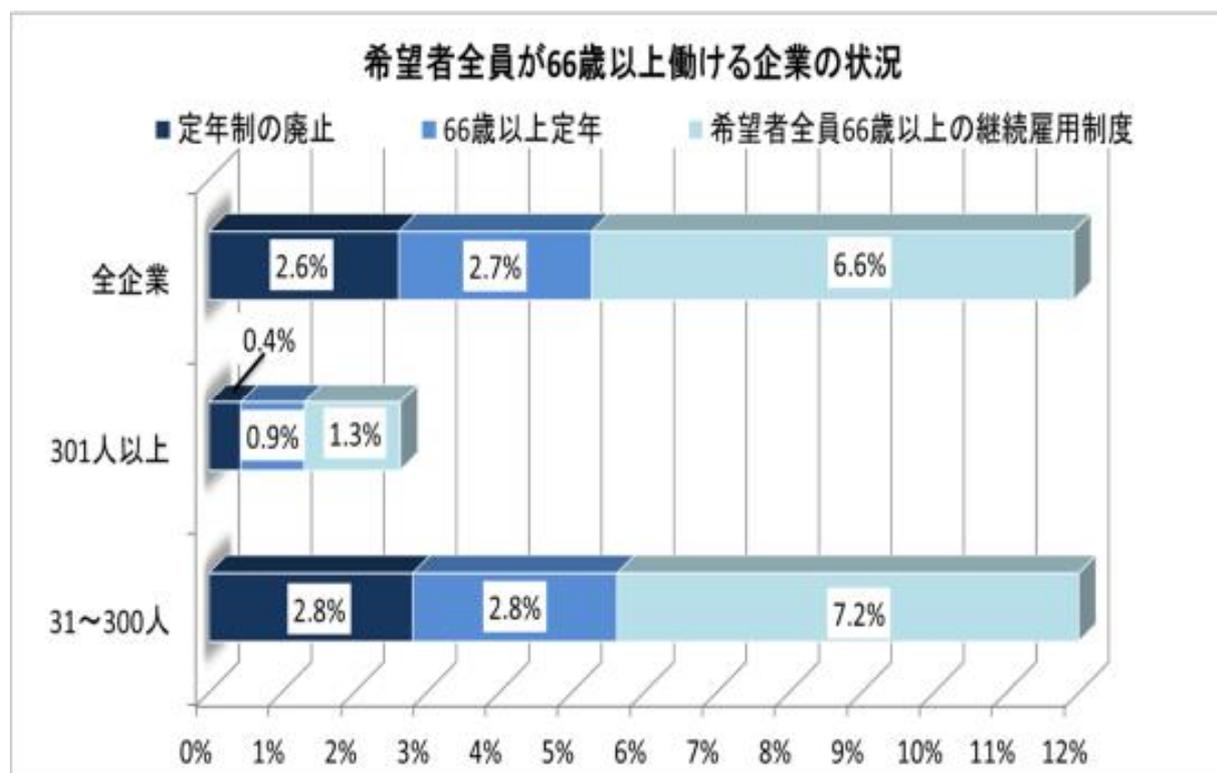
## 5 希望者全員が66歳以上働ける企業の状況

(1)希望者全員が66歳以上働ける企業の状況

希望者全員が66歳以上まで働ける企業は332社[41社増加]、報告した全ての企業に占める割合は11.9%[1.1ポイント増加]となっている。

企業規模別に見ると、

- ①中小企業では326社[41社増加]、12.8%[1.3ポイント増加]、
- ②大企業では6社[変動なし]、2.6%[0.2ポイント減少]となっている。(15ページ表6)



(2)定年制廃止および66歳以上定年企業の状況

① 定年制を廃止している企業は73社[3社増加]、報告した全ての企業に占める割合は2.6%[変動なし]となっている。

企業規模別に見ると、

ア 中小企業では72社[2社増加]、2.8%[変動なし]、

イ 大企業では1社[1社増加]、0.4%[0.4ポイント増加]となっている。

② 定年を66～69歳とする企業は、24社[3社増加]、報告した全ての企業に占める割合は0.9%[0.1ポイント増加]となっている。

企業規模別に見ると、

ア 中小企業では24社[3社増加]、0.9%[0.1ポイント増加]、

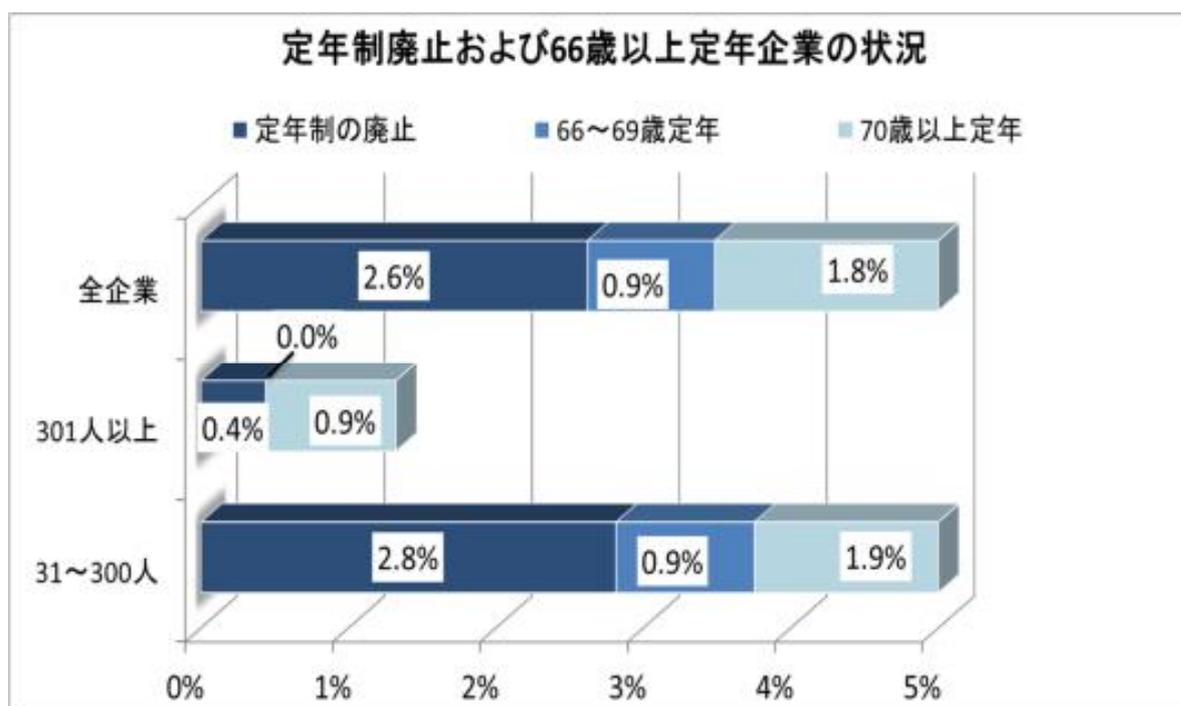
イ 大企業では0社[変動なし]、0%[変動なし]となっている。

③ 定年を70歳以上とする企業は、50社[13社増加]、報告した全ての企業に占める割合は1.8%[0.4ポイント増加]となっている。

ア 中小企業では48社[13社増加]、1.9%[0.5ポイント増加]、

イ 大企業では2社[変動なし]、0.9%[変動なし]となっている。

(14ページ表5)



## 6 高年齢労働者の状況

### (1) 年齢階級別の常用労働者数について

31人以上規模企業における常用労働者数（405,471人）のうち、60歳以上の常用労働者数は54,599人で13.5%を占めている。年齢階級別に見ると、60～64歳が31,468人、65～69歳が16,827人、70歳以上が6,304人となっている。

### (2) 雇用確保措置の義務化後の高年齢労働者の推移

51人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は46,664人であり、雇用確保措置の義務化前(平成17年)と比較すると、35,896人増加している。31人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は54,599人であり、平成21年と比較すると、32,754人増加している。(18ページ表9)

